

芝のダイヤモンド軍団


タックスフロントウ（奮闘） 第156回 時の経過によりその価値の減少しない資産 ⇒法人税


(22頁)





●時の経過によりその価値の減少しない資産 ⇒法人税


減価償却資産は、時の経過によりその価値が減少することを前提として、減価償却という手段を用いて画的に価値の減少を認識している。しかし、特定の外国車などの価値が下がることが想定されないものもある。本稿では、時の経過によりその価値の減少しない資産の範囲について検証する。


 「甲社の社長が、店舗巡回に使っていた車両を高級外国車に変更すると言っていました。」


 「店舗巡回に高級外国車が必要とは思えないけど。なぜ巡回車に資金を投入しようと思ったのだろう？」


 「各店舗とグループ全体のイメージアップを図りたいようです。SNSで拡散してみたいです。」


 「事業供用することは窺えるね。代表者の趣味が反映された高額資産の購入は、役員賞与として認定されるリスクがあるから慎重になる必要があるよ。ところで、どのような車両を買う予定なのかな？」


 「購入予定の外国車は、当初の販売台数が少ないことから中古車市場では新車の時より高額になっているものです。」


 「物価が上がっている中で、希少価値のあるものは、更に価値が上がる傾向だね。」


 「価値が上がるのが想定されるような資産を購入して、減価償却することに違和感を覚えています……。」


 「価値が下がらないので『時の経過によりその価値の減少しない資産』として、減価償却資産には該当しないと捉えているのかな？」


 「ちょっと気になったので調べてみたら、バイオリンのストラディヴァリウスが減価償却資産に該当しないと判断された事例がありました。」


 「ストラディヴァリウスは、製造から200年くらい経過しても、その価値は減少していないで上がっているね。」

 「実質的に同じではありませんか？」


 「そうかな？ 『時の経過によりその価値の減少しない資産』を整理しようか。」


 「通達では、美術品等を前提として、古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないものは『時の経過によりその価値の減少しない資産』と整理しています。」

 「現行の通達は、平成26年12月に改正されたものだね。改正前はどのような内容だったかな？」


 「タイトルが『書画・骨とう等』となっていました。上記の記述は改正前から踏襲されたようです。基本的な考え方は変わっていないことが読み取れます。」


 「通達では、美術品や骨とう品を前提としているよね。」

 「希少価値を有し、代替性のないものという要件を満たせば、『時の経過によりその価値の減少しない資産』と整理できませんか？」

 「通達の文字面だけを抽出して解釈しているように思えるよ。古美術品、古文書、出土品、遺物等に類するといえる程度の長期間を経てもなお確立した高い価値を維持していることを前提としているのではないかな。」

 「ストラディヴァリウスは美術品でしょうか？」

 「美術品と捉えることは違和感があるけれども、骨とう品と整理することはできるのではないかな？」

 「バイオリンが、200年の時を経て骨とう品になったのですね。そうすると、ストラディヴァリウスは『時の経過によりその価値の減少しない資産』と整理できます。」



「高級外国車は美術品でも骨とう品でもないよね。」



「高級外国車に上記通達の適用がないことは分かりました。しかし、価値が上がっているものを減価償却資産として償却して構わないとはいえないと思います。」



「そうだね。美術品等の通達に合致しないからといって、直ちに減価償却資産と解するのはよくない。視点を変えて、価値が減少しないことの立証方法を検討してみよう。」



「現状の中古車市場が物語っています。」



「ここ数十年間における中古車市場の動向は永続的で普遍的なものなのかな？」



「一般的には今後も継続すると考えられています。」



「数十年間の動向から予測したことだよね。永続的である保証はないと思う。」



「確かに、ストラディヴァリウスのような実績はありません。」



「自動車の本来の効用は、人や物を乗せて路上を走ることだね。一般的に、経年や使用によって性能が低下し構成部品が劣化して機能が逡減することは社会通念上明らかだ。この大前提を覆すほどの反証がないと、自動車を『時の経過によりその価値の減少しない資産』と認定するのは無理ではないかな。」



「課税庁側が自動車を『時の経過によりその価値の減少しない資産』と認定するのが難しいのですね。」



「減価償却資産であることは間違いないと思う。しかし、事業供用が否定されて役員賞与認定されるリスクがあることは忘れてはならないよ。」

〔Point〕

- ① 『時の経過によりその価値の減少しない資産』は減価償却資産に該当しないので、減価償却することができない。
- ② 最近の市場価額が減少していないことのみをもって『時の経過によりその価値の減少しない資産』と認定するのは難しい。

【参考条文】 [法令13](#)、[法基通7-1-1](#)、東京地裁令和5年3月9日判決